

○八王子市重度身体障害者グループホーム事業補助金交付要綱（平成 14 年 11 月 1 日適用）

第 1 通則

重度身体障害者グループホーム事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子規則第 19 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 交付の目的

この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）が実施する重度身体障害者グループホーム事業（以下「グループホーム事業」という。）に要する経費を当該社会福祉法人等に補助することにより、身体障害者の地域生活を支援することを目的とする。

第 3 交付の対象

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。八王子市重度身体障害者グループホーム事業実施要綱に適合する市内で実施されるグループホーム事業で社会福祉法人等が運営するもの。

第 4 補助金の交付額

この補助金の交付額は、別表 1 の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額（その費用のための寄付金等があるときは、寄付金その他の収入を控除した額）とを比較して、少ない方の額とする。ただし、運営月数が 12 月に満たない場合（1 月未満は 1 月とする。）は、上記金額を 12 で除して得た額に運営月数を乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 この補助金は前項により算出した交付額に対し、当該年度の予算の範囲内において交付する。
- 3 補助金の交付は、概算払いにより年 4 回に分けて交付する。交付時期は、4 月、6 月、9 月、12 月とする。

第 5 申請手続

この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等（以下「申請者」という。）は、八王子市重度身体障害者グループホーム事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の指定する期日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計算書
- (3) 法人定款
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 6 交付の決定

市長は、申請者より前条に基づく補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、その決定の内容及び交付の条件を、八王子市重度身体障害者グループホーム事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 この補助金の交付の条件は、別紙のとおりとする。
- 3 この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付の条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 7 事情変更による決定の取消し等

市長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに

付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

第8 事故報告等

補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

第9 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から 20 日以内に、八王子市重度身体障害者グループホーム事業実績報告書（第3号様式）による実績報告書を市長に提出し、精算すること。第7の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

第10 補助金の額の確定

市長は、第9の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市重度身体障害者グループホーム事業補助金確定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知する。

第11 是正のための措置

市長は、第10の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

第12 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業が次のアからウまでのいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

第13 補助金の返還

(1) 市長は、第7又は第12の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後において、補助金の額より当該補助事業者における対象経費の実支出額が少ない場合には、期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

第14 他の補助金等の一時停止等

市長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納額とを相殺するものとする。

第15 その他

この補助金は、都制度の改定時を終期として見直しを行うこととする。

付 則

1 この要綱は、平成 14 年 11 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

	第 1 欄 (基準額)	第 2 欄 (対象経費)
運営費	1 施設あたりの年額 14,638,000 円	社会福祉法人等が設置するグループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、旅費、需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費 (通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等

交付の条件

1 承認事項

補助事業者は、次のア又はイのいずれかに該当する場合、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。(ただし、軽微なものは除く。)

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めるものとする。

3 遂行命令等

(1) 市長は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずるものとする。

4 財産処分の制限

(1) 補助事業により取得し、又は効用を増加した単価 30 万円以上の機械器具及び財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号により別に定める期間を経過するまでに知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 承認を受けて前項に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

5 状況報告

市長は必要が生じたときは、補助事業の遂行状況について報告させることができる。

6 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

7 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。